

資料 2

提	1
総 会	188

提 案

日本学術会議細則の一部を改正する規則案

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 日本学術会議細則の一部改正について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 オンライン会議システムを利用した議決の方法に関する規定を定めるため。

日本学術会議細則（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議 146 回総会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(総会の議決)</p> <p>第 4 条 総会の議決の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。<u>ただし、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下この条において同じ。）を利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して挙手を行う。</u></p> <p>(2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。</p> <p>(3) 投票を行う場合、出席会員は、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。<u>ただし、オンライン会議システムを利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して本規定に準じた投票を行う。</u>この場合において、議長は投票を行わない。</p> <p>(4) 会則第 18 条第 2 項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の 2 倍の数が名札票の数と同一のときとする。</p>	<p>(総会の議決)</p> <p>第 4 条 総会の議決の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>(2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。</p> <p>(3) 投票を行う場合は、出席会員は<u>すべて</u>、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。この場合において、議長は投票を行わない。</p> <p>(4) 会則第 18 条第 2 項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の 2 倍の数が名札票の数と同一のときとする。</p>

附 則（令和 年 月 日日本学術会議第 回総会決定）

この決定は、決定の日から施行する。